

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種の実施等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

予防接種を実施する上で、発行誤り(対象者間違いなど)による個人情報漏えいのリスクが考えられるが、母子健康手帳や保険証の提示にて、対象者であることの確認や履歴の確認を徹底して行う。また、誤送付による個人情報流出のリスクに関しては、対象者名簿と予診票の付き合わせを確実に行うようにする。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和6年3月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
予防接種ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第6号、同条第16号(当該号は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条</p>								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;">[実施する]</td> <td style="width: 40%; border: none;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </td> </tr> </table>	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課								
②所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長								
7. 他の評価実施機関									
なし									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市住民で予防接種の対象となる者
その必要性	住民の予防接種に関する記録を正確かつ統一的にを行い、対象者の情報を一元的に管理し、住民の疾病予防を促進する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために必要 <4情報、その他住民票関係情報> ・予防接種対象者の居住地を把握するために必要 <健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)> ・予防接種に関する記録の適正な管理を図るために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	保健福祉部健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム							
③使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の予防接種に関する記録の適正な管理を図るため。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)による入手は、① 当市への転入者について、転出元 市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ行われるもの(番号法第19条第16号)、又は② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先他市区町村から個人番号を入手することを目的に行うもの(番号法第19条第16号)。 							
④使用の主体	使用部署	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施のための対象者の把握・問診表の発行等 ・予防接種履歴の管理(入力・照会) ・ワクチン接種記録システム(VRS)による① 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 							
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている接種者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報とを突合し、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・接種結果と突合し、接種履歴を管理する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)の情報突合は、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 							
⑥使用開始日		平成27年10月5日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
①委託内容	システムの運用保守、法改正に伴う改修業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、16の3項、同115の2項、番号法第19条第16号
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの(別表第二の16の2項、16の3項、同115の2項) ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による予防接種の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録 システム (VRS))
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う必要が生じた都度 ・当市への転入者について、新型コロナワクチン接種記録を転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

●健康管理システム(予防接種システム)記録項目(41項目)

①健管番号②性別③生年月日④受診時年齢数値(999.11)⑤受診時年齢文字(999歳11ヶ月)⑥集計用月齢(9999)⑦支所コード⑧地区コード
⑨接種コード⑩接種日⑪接種機関コード⑫接種医コード⑬年度⑭集計用地区コード1⑮集計用地区コード2⑯集計用地区コード3⑰集計計上日
集計計上年度⑱地域保健・受診区分⑲接種区分⑳接種量㉑製造メーカー㉒ロット番号㉓診察医コード㉔診察機関コード㉕判定医コード
㉖判定機関コード㉗接種日不明区分㉘ハイリスク区分㉙徴収区分㉚三種混合区分㉛行政措置㉜請求日㉝小学校コード㉞計上区分
㉟支払済フラグ㊱支払日㊲自己負担区分(支払用)㊳市外フラグ㊴【マイナンバー】副本対象㊵初診フラグ㊶同時接種フラグ㊷同時接種処理フラグ

●ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目(10項目)

①個人番号②マイナンバー③氏名④カナ氏名⑤生年月日⑥性別⑦健管番号⑧接種回⑨接種日⑩転出・死亡フラグ

●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(5項目)

①ワクチンの種類②製品名③旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)④証明書ID⑤証明書発行年月日

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象となる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>②予防接種対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。(DV等で住民登録外の予防接種をする場合は、住登市区町村に確認を行ってから情報を入手している。)</p> <p>③特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人から個人番号を入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号を入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置></p> <p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 ・住民が「サービス検索・電子申請機能」の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、入手した特定個人情報について、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請書の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行なうため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない。システムへの特定個人情報の連携は、必要のない情報との紐付けは行わないようアクセス制御されている。 ワクチン接種記録システム（VRS）においては、措置の内容として、接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム（VRS）に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を制限している。 また、職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができない。 <サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置> 1. ユーザ認証の管理 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から供用IDの利用を禁止する。 2. アクセス権限の発効・失効の管理 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 3. アクセス権限の管理 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 4. 特定個人情報の使用の記録 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。また、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最低限の権限で発行する。 当市が指定する管理者は、定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID（以下「共用ID」という。）を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最低限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要になる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・職員に対しては、規則により許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修を実施している。 	

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記録する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。

- ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市からの転出者について、当市ファイルでの接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。

③ワクチン接種記録システムからCSVにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・市、区、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 【確認事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定し、提供又は移転できる情報を定めている。年1回の特定個人情報保護評価を見直す際に、不正な提供または移転が行われていないか、点検をする。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワーク以外による提供及び移転の記録も情報提供ネットワークと同様に記録を7年保存する。 ・市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不正な提供・移転を防ぐため、提供・移転の要求が適正なものか、その内容に応じて決裁等の手段を経ることによる確認の徹底を行うよう措置する。また、提供の相手を誤ることのないように、提供先の確認を徹底する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報の提供は、限定された端末(LG WAN 端末)だけができるように制御している。また、市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><物理的安全措置> I 霧島市における措置 ①サーバー機器及び記録媒体等は、施錠可能なサーバー室で管理し、関係者以外のサーバー室への入室を制限している。 ②申請書等の帳票類は、施錠可能なキャビネット等で保管する。また、保存期間を終了した帳票類は、シュレッダーによる裁断又は焼却場へ持ち込んで廃棄処分する。</p> <p>II 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所は、データセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><技術的安全措置> I 霧島市における措置 ①特定個人情報が記録されるサーバー等を接続するネットワークは、インターネットと接続するネットワークと物理的に分離している。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、定期的にウイルスパターンを更新している。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>II 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置> I 物理的対策(具体的な対策の内容) ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。</p> <p>II 技術的対策(具体的な対策の内容) ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている [<input type="checkbox"/>] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>情報政策課が、セキュリティポリシーを策定し、適切な情報管理に努めるように、研修を実施している。他団体又は民間企業における漏えい事件が生じた場合に、職員に注意喚起を行うことで、意識啓発に取り組んでいる。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	霧島市役所健康増進課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111)
②請求方法	霧島市個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を保有する上記担当課に請求する。
③法令による特別の手続	(訂正請求)霧島市個人情報保護条例第30条に基づき請求され、同条例第33条により訂正した旨を書面で通知する。(利用停止請求)霧島市個人情報保護条例第38条に基づき請求され、同条例第41条により訂正した旨を書面で通知する。
④個人情報ファイル簿への不記載等	(訂正請求)霧島市個人情報保護条例第30条に基づき請求され、同条例第33条により追加訂正した旨を書面で通知する。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部健康増進課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111 内線番号2161) 保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111 内線番号1933)
②対応方法	霧島市個人情報保護条例、霧島市個人情報保護条例施行規則、霧島市個人情報保護事務取扱規程及び霧島市情報セキュリティポリシーの規定に基づき特定個人情報を適切に取り扱う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月3日	I-4 法令上の根拠	-	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第6号、同条第16号(当該号は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合のみ)</p> <p>【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条、第46条</p>	事前	番号法第19条に係る号番号については、令和3年9月1日に施行される当該法の改正に伴う変更に対応済
令和3年8月3日	I-5-② 法令上の根拠	-	<p>【特定個人情報照会できる根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、同17の項、同18の項、同19の項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【特定個人情報提供できる根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、同16の3項、同115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	事前	番号法第19条に係る号番号については、令和3年9月1日に施行される当該法の改正に伴う変更に対応済
令和3年8月3日	II-5-提供先1-① 法令上の根拠	-	番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、16の3項、同115の2項、番号法第19条第16号	事前	番号法第19条に係る号番号については、令和3年9月1日に施行される当該法の改正に伴う変更に対応済
令和3年8月6日	I-1-② 事務の内容	<p>ア 事務の説明 市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ・新型コロナウイルス接種記録システム VRS へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、 	<p>ア 事務の説明 市が実施している予防接種について、各種予防接種の実施後は、住民基本台帳システムとの連携等により個人番号を取得して、管理する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ・新型コロナウイルス接種記録システム VRS へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、 	事後	追加
令和3年8月6日	2-システム5-②システムの機能	<p>①ワクチン接種状況表示 ②接種対象者登録、転出・死亡時等のフラグ設定、先行接種者登録、予診票登録 ③予診票読み取り ④データ出力 ⑤他市町村への接種記録の照会・提供</p>	<p>①ワクチン接種状況表示 ②接種対象者登録、転出・死亡時等のフラグ設定、先行接種者登録、予診票登録 ③予診票読み取り ④データ出力 ⑤他市町村への接種記録の照会・提供 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	事後	追加
令和3年8月6日	II-3-⑤ 使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施のための対象者の把握・問診表の発行等 ・予防接種履歴の管理(入力・照会) ・ワクチン接種記録システム(VRS)による① 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する ② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施のための対象者の把握・問診表の発行等 ・予防接種履歴の管理(入力・照会) ・ワクチン接種記録システム(VRS)による① 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する ② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する 	事後	追加

令和3年8月6日	(別添1特定個人情報ファイル記録項目)	<p>●健康管理システム(予防接種システム)記録項目(41項目)</p> <p>①健管番号②性別③生年月日④受診時年齢数値(999.11)⑤受診時年齢文字(999歳11ヶ月)⑥集計用月齢(9999)⑦支所コード⑧地区コード⑨接種コード⑩接種日⑪接種機関コード⑫接種医コード⑬年度⑭集計用地区コード1⑮集計用地区コード2⑯集計用地区コード3⑰集計計上日</p> <p>集計計上年度⑰地域保健・受診区分⑱接種区分⑲接種量⑳製造メーカー㉑ロット番号㉒診察医コード㉓診察機関コード㉔判定医コード㉕判定機関コード㉖接種日不明区分㉗ハイリスク区分㉘徴収区分㉙三種混合区分㉚行政措置⑳請求日㉛小学校コード㉜計上区分㉝支払済フラグ㉞支払日㉟自己負担区分(支払用)㊱市外フラグ㊲【マイナンバー】副本対象㊳初診フラグ㊴同時接種フラグ㊵同時接種処理フラグ</p> <p>●ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目(7項目)</p> <p>①個人番号②マイナンバー③氏名④カナ氏名⑤生年月日⑥性別⑦健管番号⑧転出・死亡フラグ</p> <p>●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(5項目)</p> <p>①ワクチンの種類②製品名③旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)④証明書ID⑤証明書発行年月日 ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>●健康管理システム(予防接種システム)記録項目(41項目)</p> <p>①健管番号②性別③生年月日④受診時年齢数値(999.11)⑤受診時年齢文字(999歳11ヶ月)⑥集計用月齢(9999)⑦支所コード⑧地区コード⑨接種コード⑩接種日⑪接種機関コード⑫接種医コード⑬年度⑭集計用地区コード1⑮集計用地区コード2⑯集計用地区コード3⑰集計計上日</p> <p>集計計上年度⑰地域保健・受診区分⑱接種区分⑲接種量⑳製造メーカー㉑ロット番号㉒診察医コード㉓診察機関コード㉔判定医コード㉕判定機関コード㉖接種日不明区分㉗ハイリスク区分㉘徴収区分㉙三種混合区分㉚行政措置⑳請求日㉛小学校コード㉜計上区分㉝支払済フラグ㉞支払日㉟自己負担区分(支払用)㊱市外フラグ㊲【マイナンバー】副本対象㊳初診フラグ㊴同時接種フラグ㊵同時接種処理フラグ</p> <p>●ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目(7項目)</p> <p>①個人番号②マイナンバー③氏名④カナ氏名⑤生年月日⑥性別⑦健管番号⑧転出・死亡フラグ</p> <p>●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(5項目)</p> <p>①ワクチンの種類②製品名③旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)④証明書ID⑤証明書発行年月日 ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	追加
令和3年8月6日	Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容	<p>①住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象となる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>②予防接種対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。(DV等で住民登録外の予防接種をする場合は、住登市区町村に確認を行ってから情報を入手している。)</p> <p>③特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>㉗転入者本人から個人番号を入手する場合、当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する</p> <p>のために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>㉘転出先市区町村から個人番号を入手する場合、当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>①住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象となる住民以外の情報を入手することはない。</p> <p>②予防接種対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。(DV等で住民登録外の予防接種をする場合は、住登市区町村に確認を行ってから情報を入手している。)</p> <p>③特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>㉗転入者本人から個人番号を入手する場合、当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>㉘転出先市区町村から個人番号を入手する場合、当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>ウ新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症</p>	事後	追加
令和3年11月11日	I-2-システム6-①システム名称	右記を追加	サービス検索・電子申請機能	事前	新規
令和3年11月11日	I-2-システム6-②システム機能	右記を追加	<p>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>	事前	新規
令和3年11月11日	I-6-① 部署	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事前	追加
令和3年11月11日	I-6-② 所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長	保健福祉部健康増進課長、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅱ-3-② 入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	事前	追加

令和3年11月11日	II-3-④ 使用部署	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課、保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課	事前	追加
令和3年11月11日	II-6 保管場所	右記を追加	<p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置></p> <p>①保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <p>③消去方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 	事前	追加
令和3年11月11日	III-2- リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置></p> <p>①対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <p>②必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	事前	追加
令和3年11月11日	III-3-リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	右記を追加	<p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置></p> <p>1. ユーザ認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から供用IDの利用を禁止する。 <p>2. アクセス権限の発効・失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 <p>①発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>②失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 <p>3. アクセス権限の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 <p>4. 特定個人情報の使用の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 	事前	追加
令和3年11月11日	III-7-その他の措置の内容	右記を追加	<p><サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置></p> <p>I 物理的対策(具体的な対策の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。 <p>II 技術的対策(具体的な対策の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 	事前	追加

令和3年11月11日	Ⅲ-8 実施の有無	(○)内部監査	(○)自己点検 (○)内部監査	事前	錯誤
令和3年11月11日	Ⅳ-2-① 連絡先	保健福祉部健康増進課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111 内線番号2161)	保健福祉部健康増進課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111 内線番号2161) 保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課(霧島市国分中央三丁目45番1号 電話0995-45-5111 内線番号1933)	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅰ-2 システム5②システムの機能	右記を追加	①新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事前	追加
令和3年11月11日	Ⅰ-2 システム5③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	追記
令和3年12月21日	Ⅱ-3-②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能	事前	追記
令和3年11月11日	Ⅱ-3-⑤使用方法	・予防接種の実施のための対象者の把握・問診表の発行等 ・予防接種履歴の管理(入力・照会) ・ワクチン接種記録システム(VRS)による① 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する ② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・予防接種の実施のための対象者の把握・問診表の発行等 ・予防接種履歴の管理(入力・照会) ・ワクチン接種記録システム(VRS)による① 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する ② 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	修正
令和3年12月21日	Ⅱ-3-⑤使用方法 情報の突合	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている接種者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報とを突合し、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・接種結果と突合し、接種履歴を管理する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)の情報突合は、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。その際、転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている接種者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報とを突合し、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・接種結果と突合し、接種履歴を管理する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)の情報突合は、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事前	削除
令和3年12月21日	Ⅱ-4-委託事項3	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-4-委託事項3①委託内容	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-4-委託事項3②委託先における取扱者数	-	[10人以上50人未満]	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-4-委託事項3③委託先名	-	株式会社ミラボ	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-4-委託事項3再委託	-	[再委託しない]	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-6-保管場所	右記を追加	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅱ-7備考	-	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできな	事前	追加

<p>令和3年12月21日</p>	<p>Ⅲ-2リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ⑦転入者本人から個人番号を入力する場合、各市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する ⑧転出先市区町村から個人番号を入力する場合、各市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ウ新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人から個人番号を入力 各市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号を入力 各市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 各市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入力するが、その際は、各市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読</p>	<p>事前</p>	<p>修正</p>
<p>令和3年12月21日</p>	<p>Ⅲ-2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)リスクに対する措置の内容</p>	<p>右記を追加</p>	<p>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請書の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗唱番号入力(券面事項入力補助APの暗唱番号)による二要素認証で本人確認を行なうために、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事前</p>	<p>追加</p>

令和3年12月21日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記録する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイル</p>	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅲ-4規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事前	修正
令和3年12月21日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	右記を追加	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発、運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発、運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 <p>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムと</p>	事前	追加
令和3年12月21日	Ⅲ-9具体的な方法	右記を追加	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事前	追加

令和3年12月21日	Ⅲ-10その他のリスク対策	右記を追加	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事前	追加
令和4年4月1日	Ⅱ-3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・ワクチン接種記録システム(VRS)の情報突合は、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	・ワクチン接種記録システム(VRS)の情報突合は、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事前	修正
令和4年4月1日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録業務委託 ①委託内容 予診票をパンチ入力し、健康管理システムへ取り込めるデータ作成 ②委託先における取扱者 10人以上50人未満 ③委託先名 凸版印刷株式会社 再委託 ④再委託の有無 再委託しない	—	事後	削除
令和4年4月1日	(別添1特定個人情報ファイル記録項目)	●ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目(7項目) ①個人番号②マイナンバー③氏名④カナ氏名⑤生年月日⑥性別⑦健管番号⑧転出・死亡フラグ	●ワクチン接種記録システム(VRS)記録項目(10項目) ①個人番号②マイナンバー③氏名④カナ氏名⑤生年月日⑥性別⑦健管番号⑧接種回(1回目/2回目/3回目)⑨接種日⑩転出・死亡フラグ	事前	修正
令和4年4月1日	Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人から個人番号を入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号を入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人から個人番号を入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号を入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	修正
令和4年7月1日	Ⅰ-2-②システムの機能	右記を追加	⑧新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	追加
令和4年7月1日	Ⅱ-3-②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	追記
令和4年7月1日	Ⅱ-4-委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	追記
令和4年7月1日	Ⅱ-4-委託事項-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	追記
令和4年7月1日	Ⅱ-6-保管場所	右記を追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	追加
令和4年7月1日	Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	追記

令和4年7月1日	Ⅲ-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 	事前	追加
令和4年7月1日	Ⅲ-4-リスク規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託している。 <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事前	追記
令和4年7月1日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	右記を追加	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事前	追加
令和5年3月16日	Ⅱ-(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目/3回目)	・接種回	事後	削除
令和5年3月16日	Ⅲ-2-目的外の入手が行われるリスク(リスクに対する措置の内容)	②他市区町村からの個人番号を入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号を入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	錯誤
令和5年3月16日	Ⅲ-2-特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、入手した特定個人情報について、限定された端末を利用して 国から配布されたユーザ ID を使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、入手した特定個人情報について、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	削除

令和5年3月16日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用 (権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク) 具体的な管理方法 (下欄に続く)	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を制限している。 また、職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができない。 ワクテン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG WAN 端末による操作に限り可能になるように制御し、LG WAN 端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない。 <サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置> 1. ユーザ認証の管理 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から供用IDの利用を禁止する。 2. アクセス権限の発効・失効の管理 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を制限している。 また、職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができない。 3. アクセス権限の管理 ・定期的によりユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 <サービス検索・電子申請機能の利用における追加措置> 1. ユーザ認証の管理 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から供用IDの利用を禁止する。 2. アクセス権限の発効・失効の管理 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	修正
令和5年3月16日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用 (権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク) 具体的な管理方法	3. アクセス権限の管理 ・定期的によりユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 4. 特定個人情報の使用の記録 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正ログの書き込み等を防止する。 ・定期的により操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 4. 特定個人情報の使用の記録 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正ログの書き込み等を防止する。 ・定期的により操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <ワクテン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。また、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。 ・ワクテン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクテン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクテン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認められた者に限定して発行される。	事後	修正
令和5年3月16日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用 (権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク) その他の措置の内容	個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。 ワクテン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行い、ワクテン接種記録記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されている。	<ワクテン接種記録システムにおける追加措置> ワクテン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最低限の権限で発行する。 当市が指定する管理者は、定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最低限で発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市が指定する管理者は、定期的によりユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じて随時に確認する。	事後	修正
令和6年3月1日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ① システムの名称	健康管理システムTIARA	健康管理システム健康かるて	事後	R6.2.13TIARAから健康かるてに変更
令和6年3月1日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ② システムの機能	・健康管理システムTIARAへの住基情報取込み	・健康管理システム健康かるてへの住基情報取込み	事後	R6.2.13TIARAから健康かるてに変更
令和6年3月1日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③ 他のシステムとの接続	健康管理システムTIARAへの住基情報取込み	健康管理システム健康かるて	事後	R6.2.13TIARAから健康かるてに変更
令和6年3月1日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③ 他のシステムとの接続	健康管理システムTIARA	健康管理システム健康かるて	事後	R6.2.13TIARAから健康かるてに変更
令和6年3月1日	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社富士通鹿児島インフォネット	行政システム九州株式会社	事前	R6.2.13株式会社富士通鹿児島インフォネットから行政システム九州株式会社に変更